

広島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十九年十一月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項	
種 類	名 称	所 在 地	変 更 後
病 院	大谷病院	江田島市大柿町柿浦一 九七〇	大谷リハビリテーション 病院